

## 国の重点支援地方交付金活用事業

### 生活応援！くだまる商品券 2026 事業 取扱店募集要項

#### 1. 目的

物価高騰等により、大きな影響を受けている市民生活への家計負担を軽減・支援するため、市内店舗等で幅広く利用できるくだまる商品券を全市民に交付する。

#### 2. 交付対象者要件

令和 8 年 4 月 1 日時点（以下「基準日」）で下松市民全員

- ・基準日時点で下松市の住民基本台帳に登録されている方が対象
- ・基準日以降に死亡した場合は同居の親族等に交付することができる

#### 3. 商品券概要

- ①商品券名：生活応援！くだまる商品券 2026
- ②発行団体：下松商工会議所
- ③額面金額：1冊 5,000 円（1,000 円券×5 枚）
- ④使用期限：令和 8 年 9 月 30 日（水）まで  
※令和 8 年 5 月初旬より使用開始（予定）
- ⑤キャラクター：くだまる（下松市公式マスコットキャラクター）

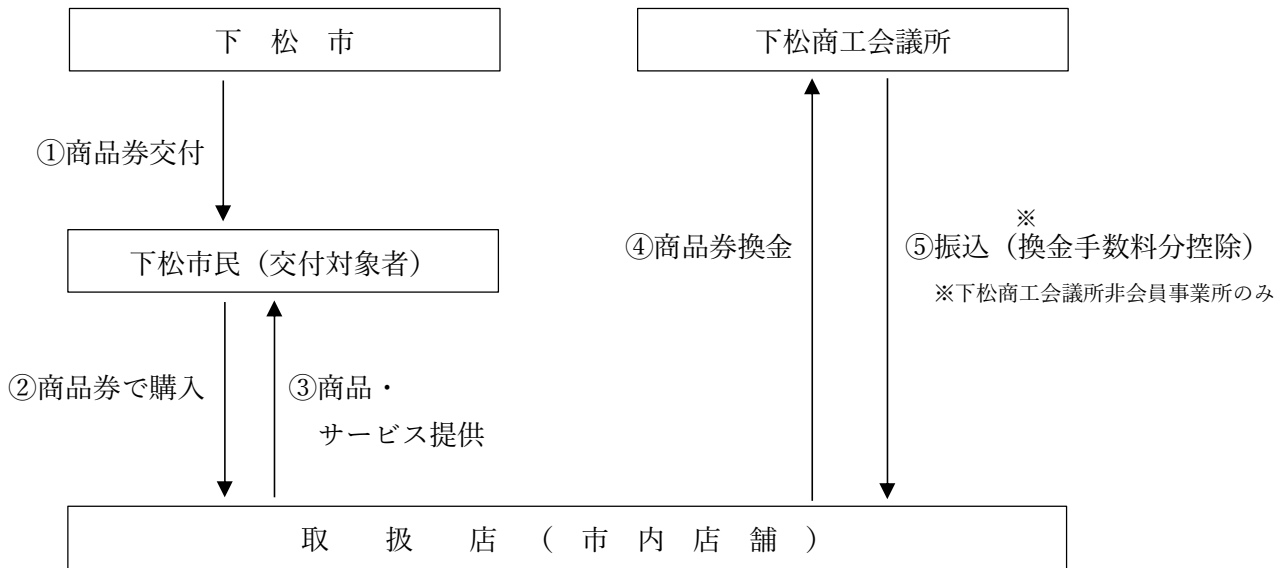
#### 4. 取扱店

- ①取扱店資格：下松市内に店舗を有するもので、下松商工会議所が定める趣旨に賛同し、「取扱店登録申請書」または「取扱店登録継続同意確認書」の受領を受けたもの。また、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業等）に該当しないもの。
- ②取扱店募集：「取扱店登録申請書」または「取扱店登録継続同意確認書」に必要事項を記入し、持参・郵送・FAX（金融機関の記載がないもののみ）のいずれかの方法により下松商工会議所に申し込む。  
申込を受理した店には、「取扱店登録完了通知書」、「商品券取扱手引」、「商品券見本」、「換金請求書」、「換金請求日一覧」、「取扱店店頭用ポスター」等を後日送付する。
- ③周知方法：下松市内商工会議所会員事業所及び昨年度「プレミアムチケット事業」参加店へ郵送、下松市・下松商工会議所ホームページ、フェイスブック、その他広報活動
- ④取扱店募集期間：令和 8 年 3 月 1 日 ~ 3 月 31 日（火） ※以降も随時受付
- ⑤換金：換金口座は、山口銀行、西京銀行、東山口信用金庫のいずれかの金融機関とする。  
また、取扱店は以下の手数料を下松商工会議所に支払う。
  - ・下松商工会議所会員事業所（令和 7 年度年会費納入者）は、無料とする。
  - ・下松商工会議所非会員事業所は、4%（1,000 円商品券 1 枚につき 40 円）とする。

## 5. 換金方法（予定）

- ①受付期間：令和8年5月19日（火）～ 令和9年1月20日（水）
- ②場所：下松市役所（大手町3-3-3）
- ③方法：毎月第1、第3火曜日・水曜日に商品券及び換金請求書を持参し手続。なお、入金は毎月第2、第4木曜日に、商品券面額から換金手数料を差し引いた額を指定口座に振込む（7月、11月は変則）。

### <業務フロー図>



## 6. 商品券の利用対象とならないもの

- ①換金性の高いもの（商品券、ビール券、図書カード、切手、印紙、プリペイドカード等）
- ②出資や債務の支払い（税金、振込代金、振込手数料、電気、ガス、水道料金、通信料金等）
- ③金融商品（有価証券、宝くじ、保険、先物取引等）
- ④不動産に関わる支払い（土地・家屋購入、家賃・地代・駐車場料等）
- ⑤事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入、買掛金、未払金の支払い
- ⑥現金との換金、金融機関への預け入れ、電子マネーへの入金
- ⑦たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造タバコ購入（電子タバコ含む）
- ⑧風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係る支払い（ただし、同法第2条第4項に規定する営業は、利用対象とする）
- ⑨特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ⑩商品券の交換・売買
- ⑪その他、下松商工会議所が商品券の趣旨を考慮し、使用対象としてふさわしくないと判断したもの

## 7. 商品券取扱い厳守事項

- ①下松市内の「生活応援！くだまる商品券 2026」取扱店において使用期間内に限り利用可能
- ②商品券を使用した購入取引後の返品・返金はできない
- ③現金との引き換えはできない
- ④電子マネーへの入金できない
- ⑤つり銭は支払われない
- ⑥盗難、紛失、滅失、汚損または偽造、模造等に対して発行者は責を負わない
- ⑦商品券の売買（インターネットオークションでの商品券の転売等）をしてはいけない

## 8. 取扱店の責務

- ①取扱店は、配付したポスターを掲示するなど当商品券の取扱店であることを、利用者が認識できるように明示すること
- ②取扱店において、本商品券を利用対象としない商品がある場合、利用者が認識できるように明示すること
- ③取引により商品券を受け取ったときは、再流出を防止するため券裏面に取扱店名を記入または押印することとし、既に店名の記載があるものは受取りを拒否すること
- ④回収した商品券を換金に回さず他の取扱店で使用しないこと
- ⑤取引に際し、提示された商品券が偽造されたものと判別できる場合は、商品券の受取りを拒否し、すみやかに警察へ通報するとともに、下松商工会議所まで連絡すること
- ⑥商品券の利用を見込んで通常よりも高い価格を設定するなど、取扱店が本事業の趣旨に反する行為をしてはならないこと
- ⑦その他、本事業の趣旨に反する行為は行わないこと
- ⑧当要項の各事項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否、取扱店登録の取り消し及び損害金等が生じる場合がある



➤裏面へつづく

## 9. 取扱中小店での商品券利用促進事業

【「取扱店のぼり」の配付】 ※昨年度プレミアムチケット取扱店は昨年度のものを使用

商工会議所が「取扱店のぼり（商品券・チケット共通）」を作成し、取扱中小店に1枚配付。設置のためののぼり棒は、希望する店舗にのみ配付する（ただし、商工会議所に取りに来られる店に限る）。

【中小店応援！応募してプレゼント GET！】の実施】

### ①概要

- ・ 対象は商品券取扱中小店及び大型店内テナントとする。
- ・ 商品券の交付を受けた市民（以下、「市民」という）は、対象店舗で商品券を使用した会計1回につき、応募券1枚（市民は裏面に住所、氏名を記入）を当該店舗に提出することにより応募ができる（1回の会計で商品券を複数枚使用しても応募券の提出は1枚に限る）。
- ・ 応募券は商品券に2枚組み込む。
- ・ 応募券を受け取った店舗は、換金日に持参または期日までに商工会議所まで持参もしくは郵送する。
- ・ 厳正なる抽選を行い、当選発表は賞品の発送をもって代える。

### ②賞品

- ・ 生活応援！くだまる商品券 2026 取扱店の商品ほか

### ③スケジュール

- ・ ～9月30日 応募締切
- ・ 1月20日 応募用紙回収締切
- ・ 1月下旬 抽選
- ・ 2月上旬 当選者へ賞品発送